

平成29年度 大隅学舎事業計画

基本方針

本園は、平成27年4月に策定した大隅学舎家庭的養護推進計画において、児童養護施設の施設経営を縮小するのではなく、その機能を地域分散化して地域支援へ拡大させ、施設の役割を更に大きく発展させていくものとしている。

キッズハウス「わらべ」が、平成26年度より地域小規模児童養護施設〔和らべ〕として、認可を受け設置運営している。さらに本年度は、女子児童用の地域小規模児童養護施設「のぞみ」が2箇所目の地域グループホームとして認可された。今後も県に提出した「家庭的養護推進計画」に基づき、本体施設のグループケア及び2か所目のファミリーホーム等の設置認可に向けた調査・研究を検討していくこととしている。

本年度の学舎の児童居住形態は、あおばホーム10名、さくらホーム10名、あさひホーム8名、はやてホーム8名、ときホーム8名とつばめホーム8名を小規模グループケアの申請をし、地域小規模グループケア和らべ6名、のぞみ6名の居住形態となる。

次に、職員の資質向上については、事務分掌における業務の役割を明確にし、業務の遂行・責任等において職員個々の事務能力や職員間のチーム力の向上をめざし、研修等を通して施設全体のレベル強化を図る。

今回の社会福祉法人制度改革における経営組織のガバナンスの見直し、財務規律の強化などから、新たに評議員会を設置するなど、経営・運営情報等の開示など透明性の確保を図る。

また、社会貢献活動の責務については、地域貢献活動（公益的な取組み）に取り組むこととしている。

上記を踏まえ、本園の今年度の重点的な事業として、次の3点に取り組むこととする。

<重点項目>

1 地域小規模児童養護施設（地域小規模グループケア）について

大隅学舎に入所している児童のうち長期にわたり家庭復帰が見込めない児童を対象に本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅の活用を図り、地域社会での家族の一員として、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で安定した愛着関係を保ち社会的自立を目指している。

平成26年4月より、男子児童用の「和らべ」を運営しており、その処遇経験及び実績をもとに、本年度、2施設目の地域小規模児童養護施設が認可された、女子児童6名を対象とするホームを設置し、その処遇に努める。

2 小規模グループケアの充実（現在 県認可2ホーム ）について

小規模グループケアは、1グループ児童定員が6～8人で、これを生活単位（ユニット）とするもので、より家庭的な環境を作ることで、家庭や我が家のイメージを持ち、将来、家庭を持ったときのイメージが出来るというメリットがある。本園でも9年前から将来家庭引き取りを見込めない児童や、ネグレクト、集団生活になじめない児童を中心にメンバー構成し、平成29年度も幼児のグループを対象とした、つばめホームと、小学生低学年児童を対象とした、はやてホームの2つの小規模グループケアにより、家庭的な養護を目指す。

3 一時保護委託の改善（一時保護実施特別加算）について

一時保護受託児童は、年間を通してほぼ入所していることから、専用居室を設け、職員を適切に配置し、一時保護業務を円滑に図るなど、大隅児童相談所の一時保護業務の補完的役割を検討しており、本年度中に一時保護委託業務の実施につなげたい。

<平成29年度 事業項目>

- 1 国が示した小規模化及び家庭的養護の推進により、小規模グループケア、ファミリーホームの設置の検討・研究をする。
- 2 魅力ある施設づくりとして、子ども達に豊かな心（情操教育）を養うため園内の園芸活動（四季を取り入れた花いっぱい運動）を展開する。
- 3 幼児教育の一環として、幼稚園から小学校への移行の円滑化や、幼児教育に情操教育を取り入れることを目的として、修学前の3・4・5歳児を幼稚園に就園させる（3歳児・障がいを持った児童については、受け入れ可能な

幼稚園があれば就園させる。) また未就園児に対しては施設内にて昼間保育を実施するとともに、小学生低学年を対象に新規事業として児童クラブの取り入れを検討する。

- 4 現在の入所児童の多数を占める、知的を含めた発達障害児童や精神不安定な児童に対しての支援として、集団生活になじむことが出来るように個別指導を強化し、自立に向けた支援をスーパーバイザーの助言を受けて実施する。
- 5 施設機能強化推進事業・特別指導員・個別対応職員・家庭支援専門相談員・心理療法担当職員・基幹的職員・里親支援専門相談員・職業指導員等の加算事業について有効な処遇を実践的に展開し養育や里親支援、就職等の充実・支援に努める。
- 6 地域交流の一環として、隣接しているサニーハウス鹿屋（老人ホーム）の利用者との年間を通じた交流の実施と併せて、地域社会の理解と協力をもとに一日里親の実施、また学習ボランティアの拡大を図る。
また、鹿屋乳児院との交流が児童の措置変更の際に効果的であるため、鹿屋乳児院との定期的な研修会・情報交換会を開催する。
- 7 本園に対し、年間を通じて県内外の支援奉仕活動団体および個人（寄付者）との更なる園内行事への招待や交流を推進する。
- 8 全職員が、パソコンによるネットワークを活用し、報告書などの事務作業の効率化・省力化をはかり、また経費削減に努め、予算の有効的・効率的な執行に努める。
- 9 入所児童の実態や抱えている問題を把握するとともに理解や協力を深めるために、鹿屋警察署（少年課・防犯課）との連絡会を実施する。
- 10 業務遂行の協力や専門性への理解を再認識するために、大隅児童相談所との連絡会を実施する。
- 11 職員のスキルアップ・勤労意欲の向上のため、関係団体等の研修会への出席や顧問の社会保険労務士・弁護士による研修及び施設長研修を実施する。
- 12 大隅学舎は、昭和22年12月1日創立し、本年度で70年目を迎えるため、創立70周年行事を実施する。